

平成27年度予算・税制等について ～ 地方六団体 説明資料 ～

- I 地方一般財源・地方交付税の総額確保
- II 法人実効税率の見直し
- III 地方税源の確保等
- IV 地方創生の推進
- V その他

平成26年10月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

I 地方一般財源・地方交付税の総額確保

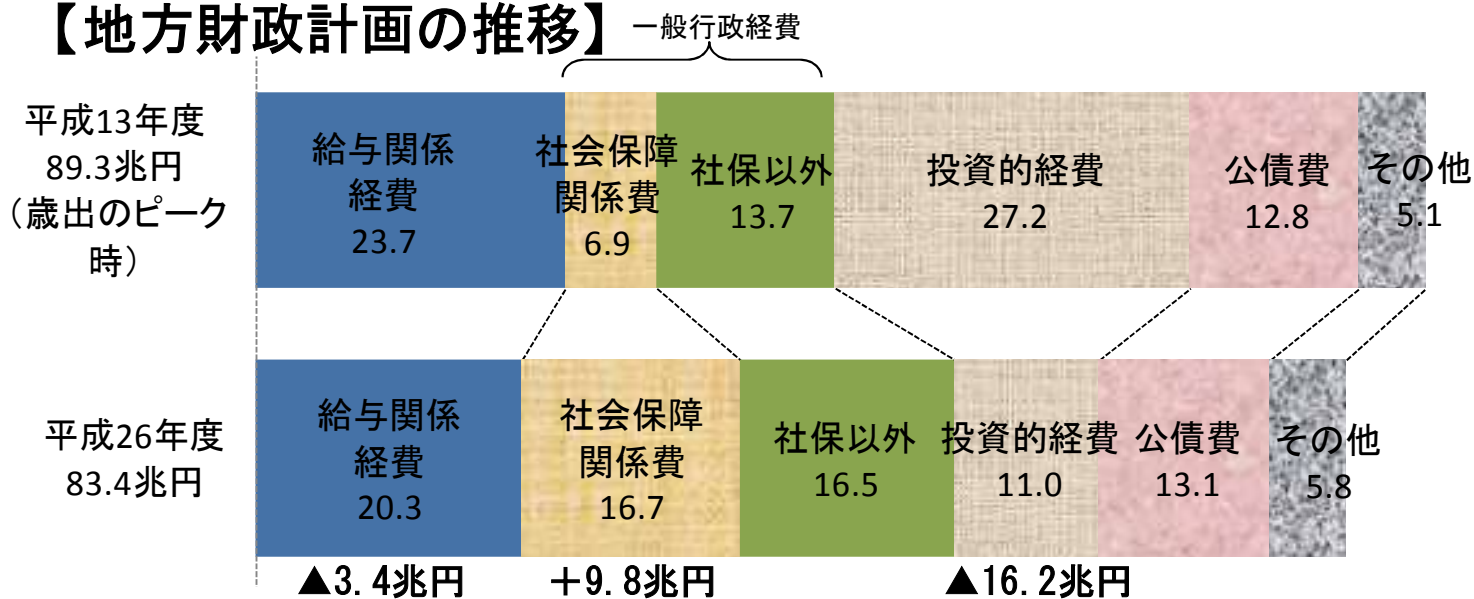
《平成27年度予算概算要求等について(H26.10.21地方六団体)(抜粋)》

- 地域経済の先行き不透明感を払拭し、アベノミクス効果を日本の津々浦々にまで及ぼすために、平成27年度において安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること。
- 特に社会保障費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算も含め地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すること。
- 既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債について、その発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

国を大きく上回る行財政改革の実施

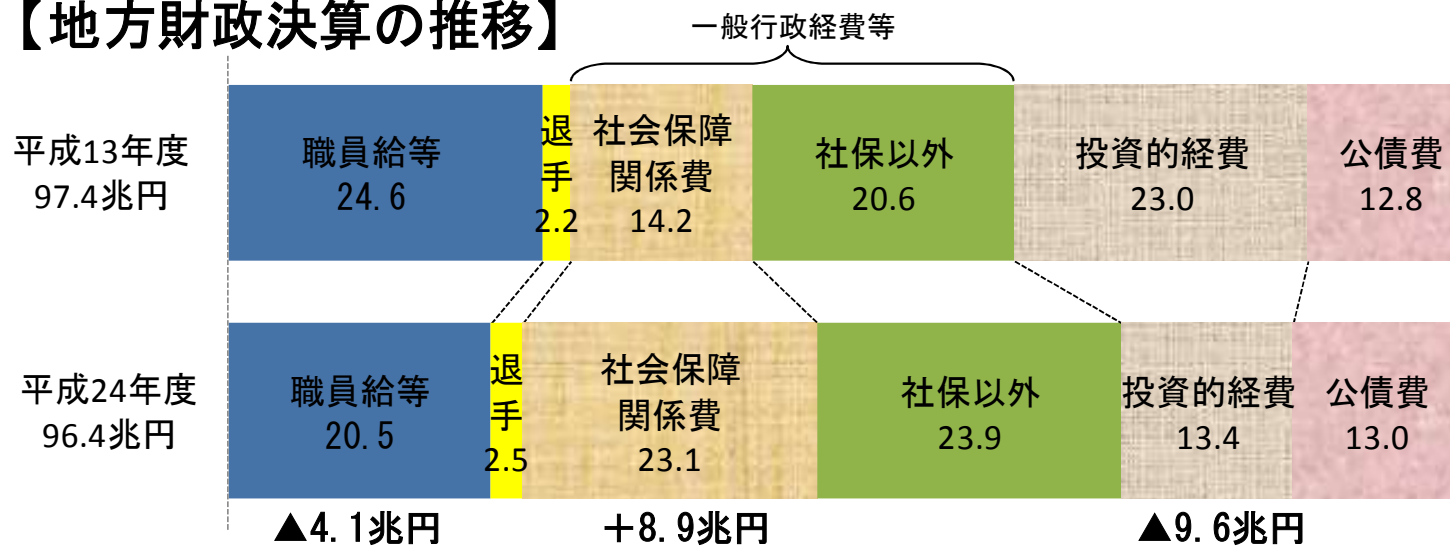
社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減

【地方財政計画の推移】



(注)内訳が公表されていない一般行政経費(単独分)に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】



(注) 社会保障関係費は、一般行政経費(単独分)相当分(乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み)を含む。

地方財政計画(歳出)の推移

○ 地方財政計画は、歳出特別枠を含めてここ10年間ほぼ同規模

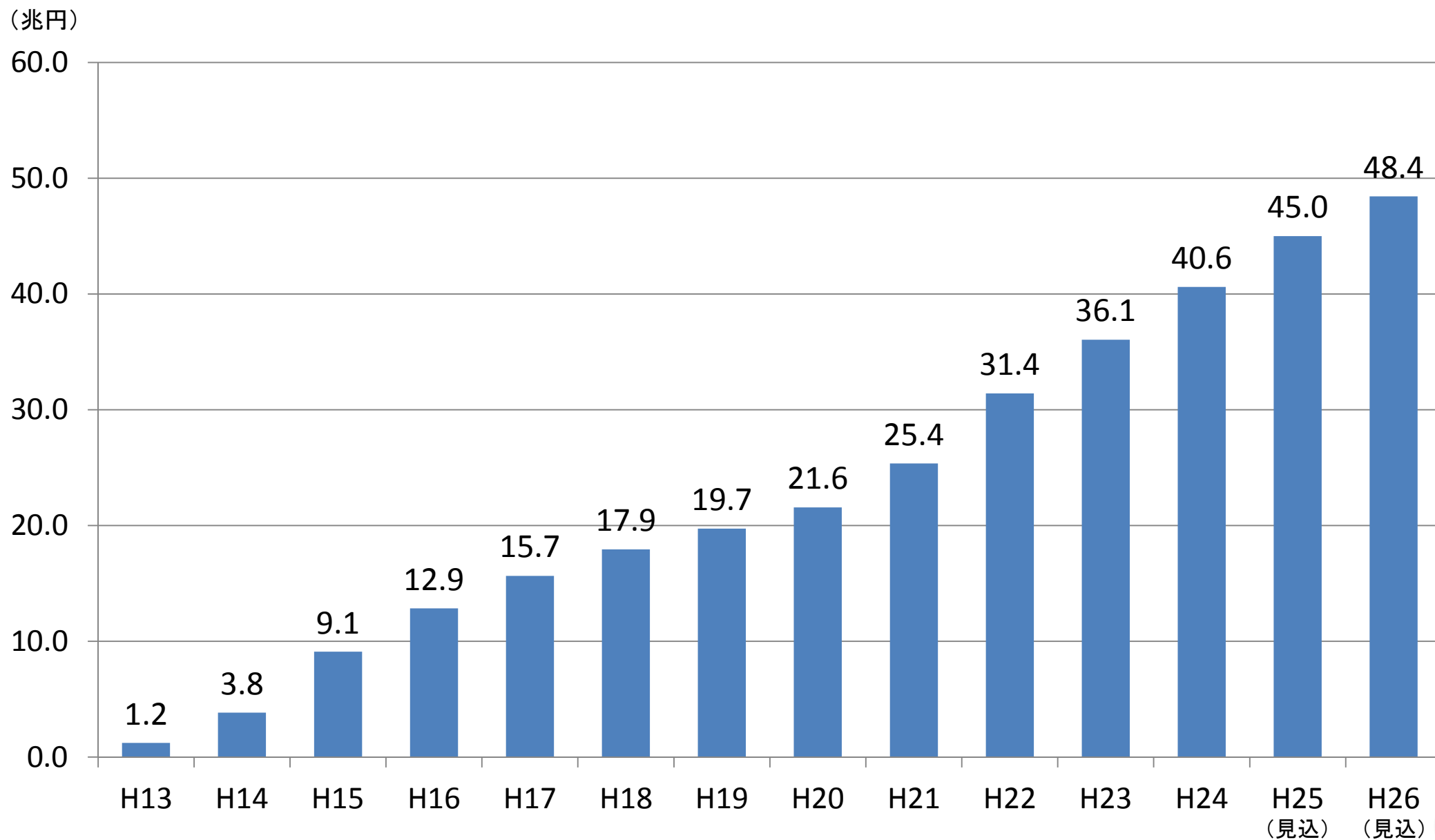
(単位:兆円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H17
給 与 関 係 経 費	22.7	22.6	22.5	22.2	22.1	21.7	21.3	21.0	19.7	20.3	▲ 2.4
一 般 行 政 経 費	23.1	25.2	26.2	26.5	27.3	29.4	30.8	31.1	31.8	33.2	10.1
う ち 補 助 事 業	10.1	10.7	11.2	11.6	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	7.3
う ち 単 独 事 業	12.2	13.5	14.0	13.8	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	1.7
歳 出 特 別 枠				0.4	0.9	1.4	1.5	1.5	1.5	1.2	1.2
公 債 費	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	13.4	13.2	13.1	13.1	13.1	▲ 0.3
維 持 補 修 費	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.1
投 資 的 経 費	19.7	16.9	15.2	14.8	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	▲ 8.7
給与の臨時特例対応分									0.8		0.0
公 営 企 業 繰 出 金	2.9	2.7	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	▲ 0.3
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	1.0	1.5	2.4	2.5	1.3	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	▲ 0.1
歳 出 合 計	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	82.1	82.5	81.9	81.9	83.4	▲ 0.4

※四捨五入により計が一致しないところがある

臨時財政対策債の累積残高の推移

○ 臨時財政対策債の残高は、H21からH26の5年間で約2倍に増加する見込み



Ⅱ 法人実効税率の見直し

《平成27年度予算概算要求等について(H26.10.21地方六団体)(抜粋)》

- 約6割が地方団体の財源となっている法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えるため、法人実効税率の引下げを行う場合は、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すること。
- 代替税財源については、消費税及び地方消費税の引上げが予定されている状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民の理解を得ることが困難であり現実的措置でないため、「法人課税の中での税込中立」を前提とすること。
- 法人事業税の外形標準課税は、応益性の原則からも拡大していく方向で検討することが望ましいが、その際は、既に導入されている資本金1億円超の法人の検討を優先し、中小法人への拡大については慎重に検討すること。

法人実効税率 1%あたり税収 (国・地方)

- 平成26年度予算・地方財政計画ベースの法人関係税 17.6兆円 (うち法人所得課税は 16.2兆円)。
- 法人実効税率 1%あたりの税収は、国・地方をあわせて 4,670億円
(法人所得課税(国・地方)合計額 16.2兆円 ÷ 法人実効税率 34.62% [標準税率ベース])
⇒ 1%あたり税収のうち地方税財源は「地方交付税原資分も含めると 2,550億円 (54.6%)」

		法人所得課税 (国・地方) H26予算額	法人実効税率 (標準税率 ベース)	実効税率 1% あたり税収
国	法人税	10.0兆円	23.79%	3,209億円
	うち交付税原資 (34%)	(3.4兆円)		(1,090億円)
	地方法人特別税	2.2兆円	4.00%	540億円
地方	法人事業税 (所得割)	1.8兆円	2.71%	365億円
	法人住民税 (法人税割)	2.2兆円	4.12%	555億円
	都道府県民税	(0.6兆円)	(1.19%)	(160億円)
	市町村民税	(1.6兆円)	(2.93%)	(395億円)
合計		16.2兆円	34.62%	4,670億円
				⇒ 2,550億円
				54.6%

法人実効税率 1%に
占める地方税財源

※ 法人所得課税 16.2兆円 = 法人関係税 17.6 - (法人住民税均等割 0.5 + 法人事業税付加価値割 0.4 + 同資本割 0.2 + 同収入割 0.2)

※ 各税目ごとの「実効税率 1%あたりの税収」は、「合計の 1%あたり税収」を法人実効税率のシェアである分

地方の行政サービスと法人所得課税（H24決算）

都道府県

(単位: 億円)

歳出(一財充当)		法人所得課税等	
商工・労働	6,546	法人税割	6,859
農林水産	7,750	法人事業税	23,537
警察・消防	30,065	地方法人特別譲与税	16,709
教育	83,211	法人税(法定率34%) ※	14,276
土木	14,382		
合計	141,954	合計	61,381

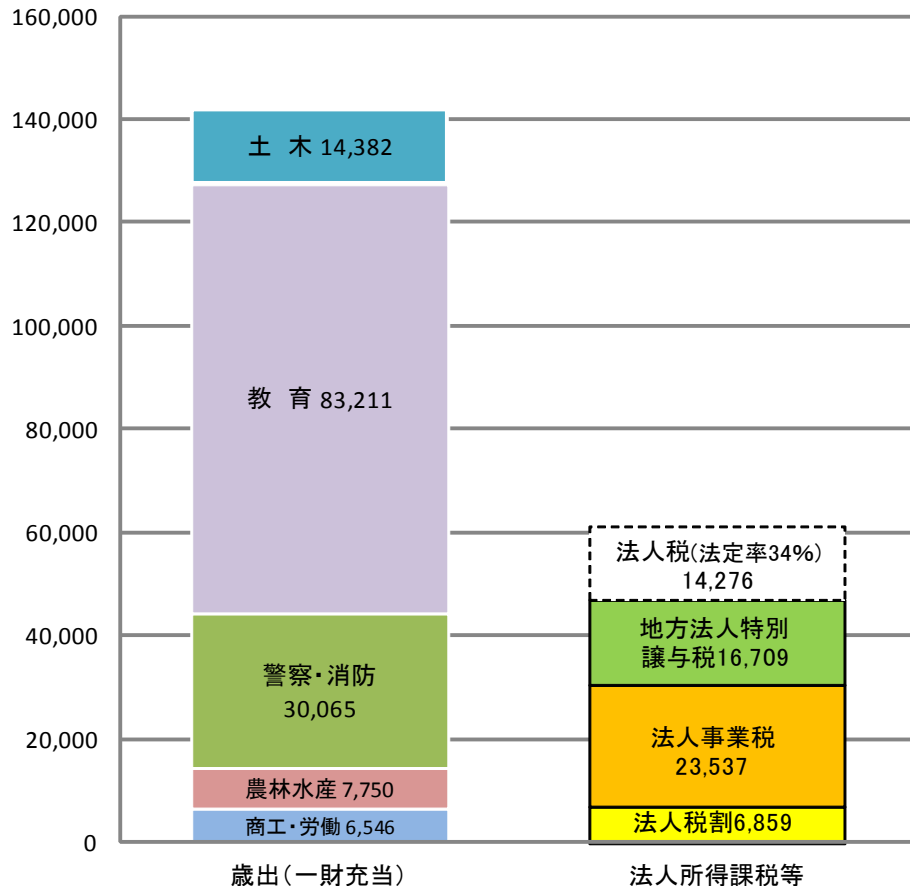
市町村

(単位: 億円)

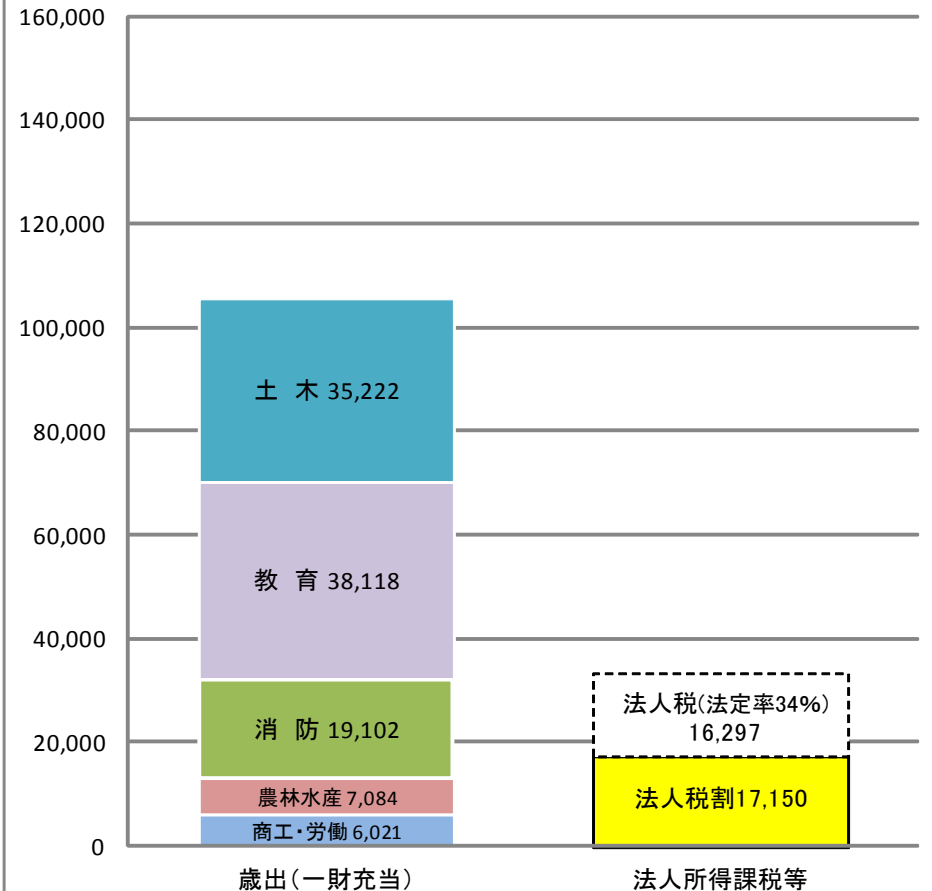
歳出(一財充当)		法人所得課税等	
商工・労働	6,021	法人税割	17,150
農林水産	7,084	法人税(法定率34%) ※	16,297
消防	19,102		
教育	38,118		
土木	35,222		
合計	105,547	合計	33,447

※地方交付税原資となる『法人税(法定率34%) 30,573億円』については、H24基準財政需要額により都道府県と市町村をあん分

都道府県



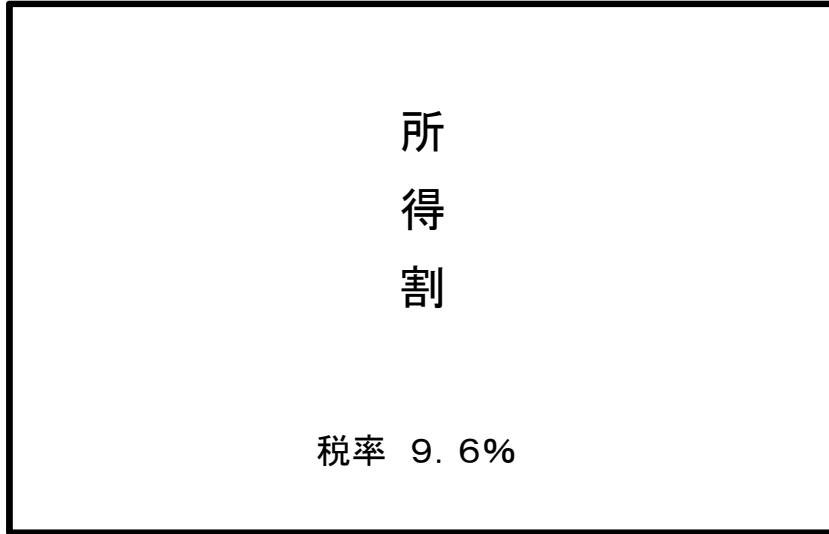
市町村



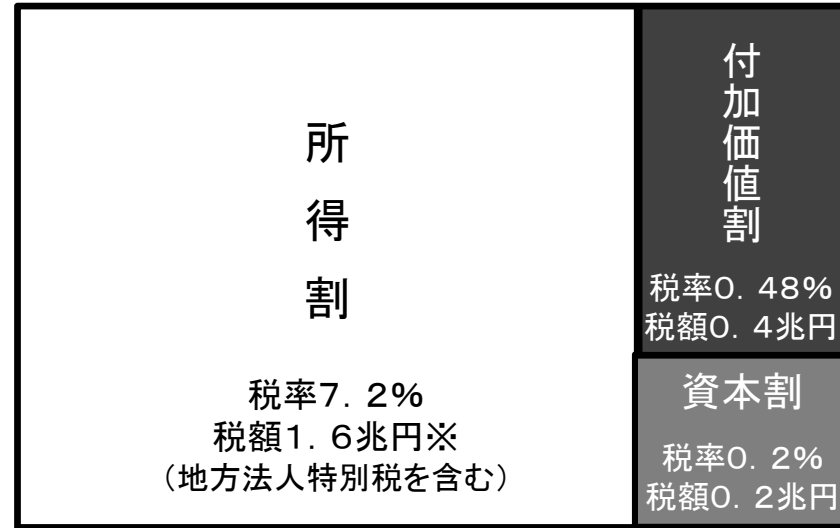
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕
2
…
1

〔制度創設時の設計 3 : 1〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

資本金等の額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

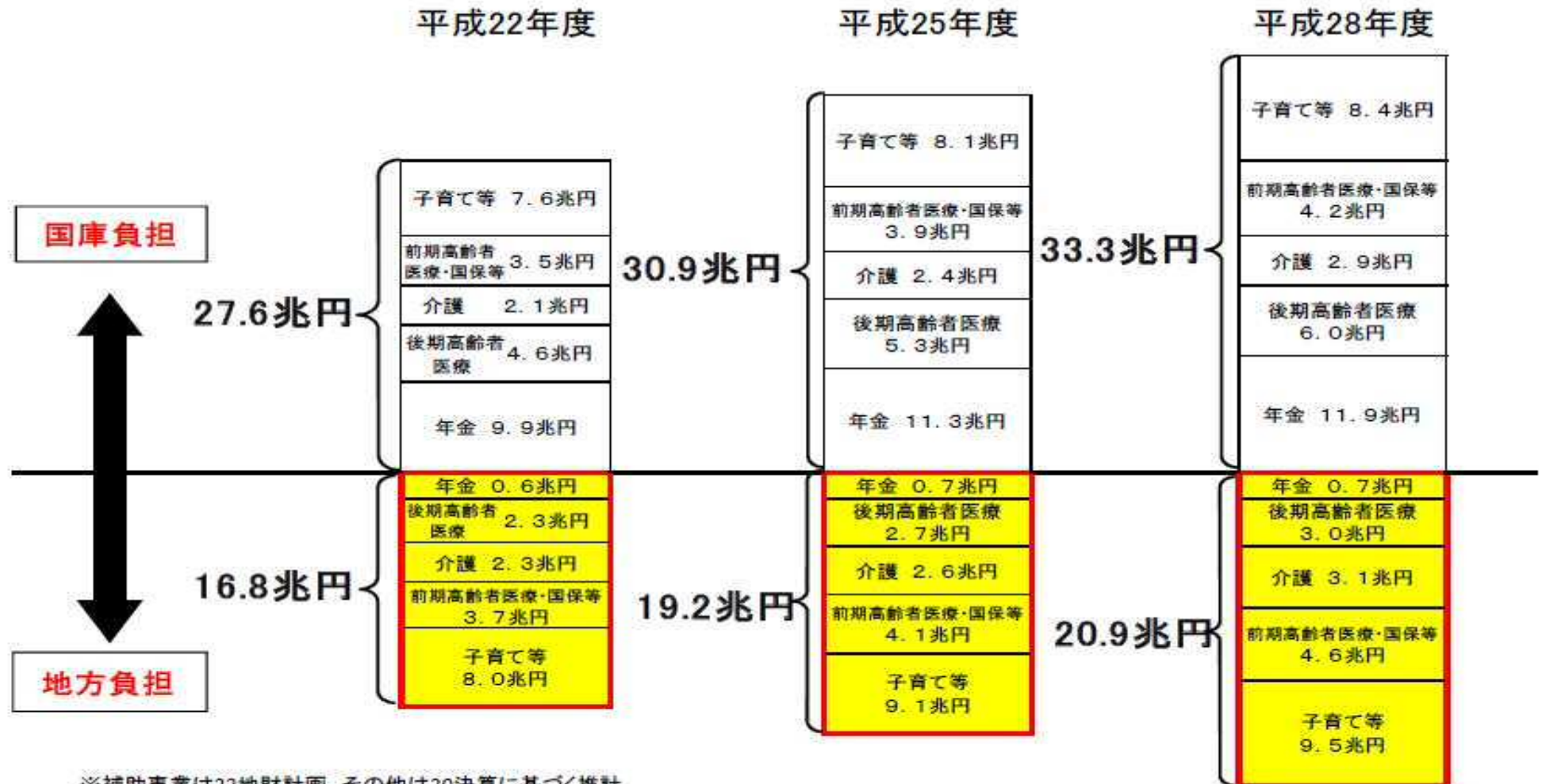
Ⅲ 地方税源の確保等

《平成27年度予算概算要求等について(H26.10.21地方六団体)(抜粋)》

- 増大する社会保障費に対応するため、円安対策など早急に地域経済状況の好転を図り、消費税及び地方消費税率の10%への引上げを行うとともに、それに併せて税源偏在是正策を講ずるなど税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 消費税の軽減税率については、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたること等から、時期も含めその導入については慎重に検討すること。
- 平成27年度税制改正における自動車取得税の廃止については、他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を十分踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(未定稿)

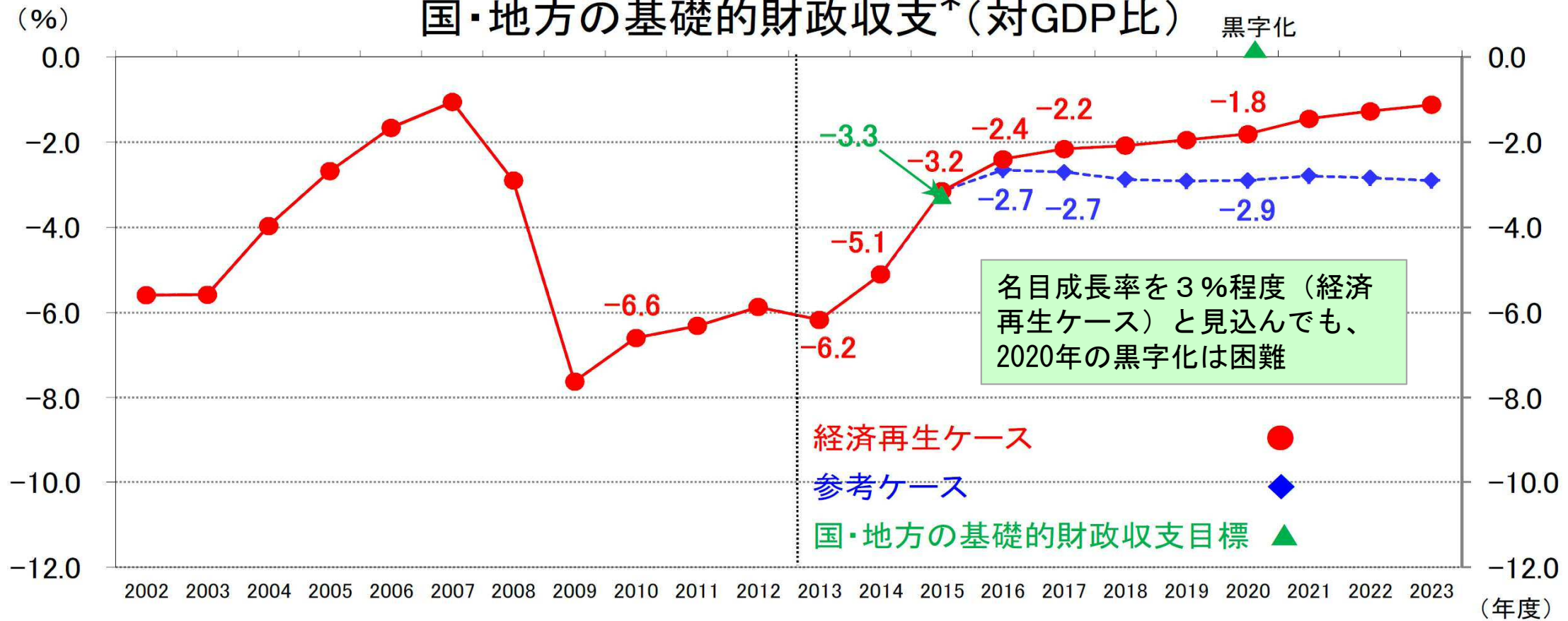
○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、共に大幅な増額が毎年見込まれる。



※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計

中長期の経済財政に関する試算 (H26. 7. 25経済財政諮問会議 内閣府資料より)

国・地方の基礎的財政収支* (対GDP比)



平成26年度与党税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正）

【消費税率8%段階】

- 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化（5,800億円）
- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1／3縮小（6,200億円）し、法人事業税に復元

【消費税率10%段階】

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

消費税・地方消費税率引上げ等による人口1人あたり道府県税込等の変動

富山県試算

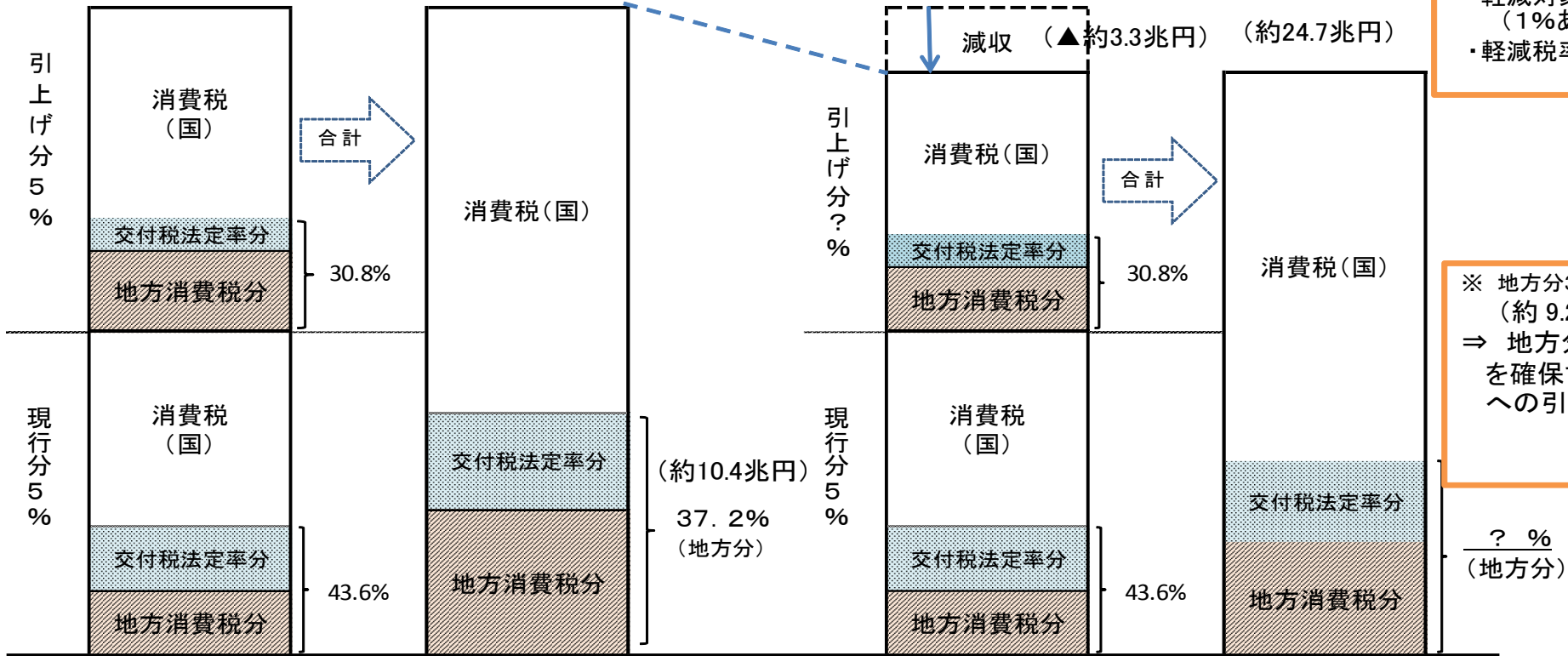
	H24決算 (都道府県)	消費税・地方消費 税率8%段階	法人税割の 交付税原資化 (H26税制改正)	地方法人特別税・ 譲与税の見直し (H26税制改正)
最大（東京都）	167,906 円/人	175,994 円/人	167,624 円/人	172,951 円/人
最小（沖縄県）	69,971 円/人	69,971 円/人	70,660 円/人	70,269 円/人
最大/最小	2.40 倍	2.52 倍	2.37 倍	2.46 倍

軽減税率導入による税収への影響

富山県試算

軽減税率導入前 (約28兆円)

軽減税率導入後 (約24.7兆円)



※(影響額試算:条件)
 ・消費税込1%相当:約2.8兆円
 ・軽減対象:全ての飲食料品
 (1%あたり減収額6,600億円)
 ・軽減税率:5%

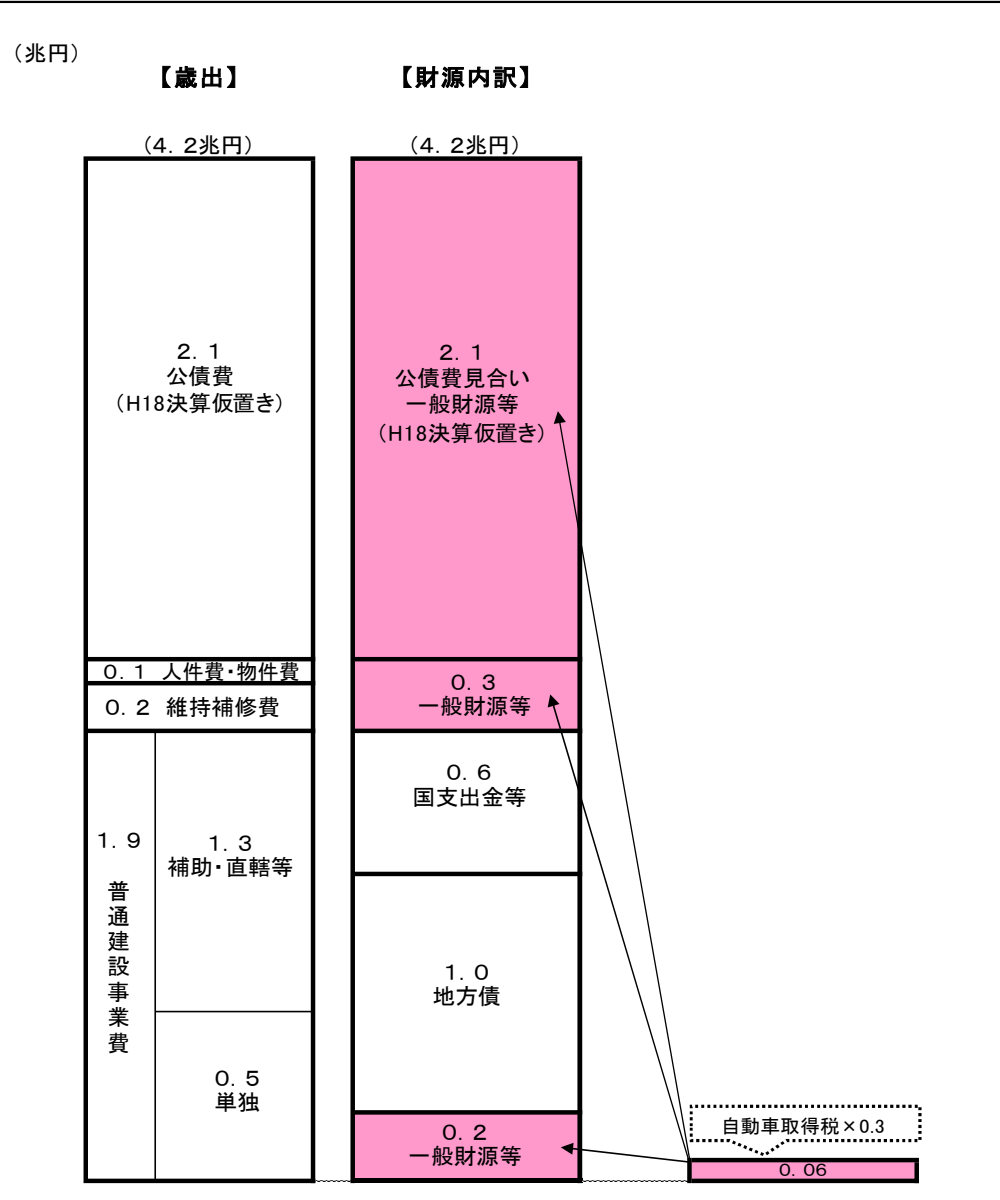
※ 地方分37.2%のままの場合
 (約9.2兆円:▲約1.2兆円)
 ⇒ 地方分総額(約10.4兆円)
 を確保する場合には42.1%
 への引上げが必要

※ 軽減税率を実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう地方税財源を確保する方策が同時に講じられるべき。

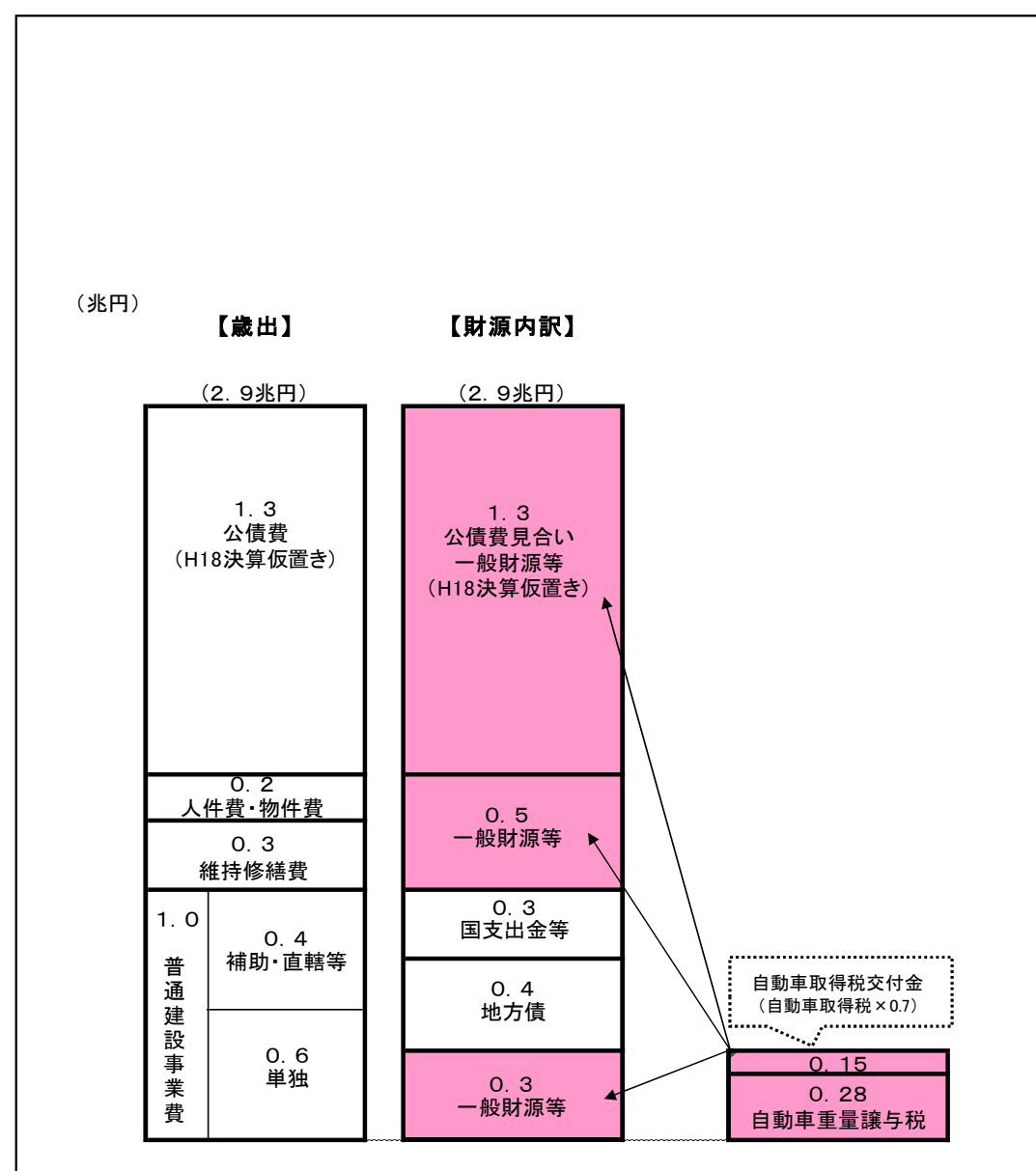
地方における道路関係費の財源構成 (H24決算)

富山県試算

都道府県



市町村



※ 政府・与党において、平成20年12月8日に「道路特定財源の一般財源化等について」が決定され、平成21年度から実施された。

(注1) 表示単位未満の四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合がある。

(注2) 純計操作のため、都道府県から市町村への普通建設事業費補助金を都道府県決算から控除している。

(総務省資料、「地方財政統計年報」より作成)

Ⅲ 地方税源の確保等（続き）

《平成27年度予算概算要求等について(H26.10.21地方六団体)(抜粋)》

- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための税については、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保することなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための新たな仕組みを速やかに構築すること。
- ゴルフ場利用税については、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

IV 地方創生の推進

《平成27年度予算概算要求等について(H26.10.21地方六団体)(抜粋)》

- 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を継続的に大胆な規模で設けること。
- この交付金は、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、起業や中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化、都市と農山漁村の交流促進など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できるようにすること。
- 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

IV 地方創生の推進（続き）

《平成27年度予算概算要求等について(H26.10.21地方六団体)(抜粋)》

- 人口減少対策等に資する税制措置については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みを幅広く検討すること。

- 特に、①東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業に対する税制優遇措置、②新たな結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度等について、平成27年度税制改正において実現する方向で検討すること。

- ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されることから、住民税の持つ負担分任の性格にも配慮しつつ、控除額の上限と手続きの簡素化について検討すること。なお、各地方団体においては、ふるさと納税制度本来の趣旨等を踏まえて、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、節度ある運用がなされることが求められる。

地方創生のための提言 ～地方を変える・日本が変わる～

(4) 自立した地方税財政基盤の確立

平成26年10月16日 全国知事会《抜粋》

① 自由度の高い交付金等の創設

○「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」の創設

⇒創生枠のうち、毎年数千億円程度を、目標管理するなど地方の責任において活用できる自由度の高い交付金に充当。

○地方財政計画上の対応

⇒地方創生関連施策の地方負担分及び地方単独事業分を「地方創生枠」として地方財政計画に計上。

② 新たな税制措置の創設等

○企業の本社等の地方移転促進、若年層の経済的負担の軽減のための税制の創設

○ふるさと納税の拡充

○地域再生を総合的に支援する地方債の創設

I 交付金対象事業例

全国知事会調査

項 目	内 容
① 地方への新しいひとの流れをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○地方への移住促進施策 <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の就業や起業に係る費用を補助(対象者、補助額等により所要額は変動) ・都市から地方への人財の流動化を図るため、移住促進策を一元的に発信する仕組みの構築や移住コーディネーターの配置などマッチング機能を強化 ○Uターン就職者の奨学金返還免除、貸与特別枠の設定(日本学生支援機構を含む) ○地方大学等が行う人づくりプログラム、魅力向上施策等への支援、地方大学等の基盤的経費支援や教員配置・入学定員の拡充、首都圏等大学の地方移転への支援など
② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ○農業や漁業、林業の成長産業化推進、新規就職者支援や人材確保等 ○介護人材育成のための雇用支援や資格取得講座を開設、介護人材育成やワークライフバランス確保等に取り組む事業所の認定制度創設 ○若者の就労能力向上や継続就業につながる資格取得支援や職住近接型の企業支援などを行う「若者・子育て世代雇用安定化基金(仮称)」の創設
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ※福祉・医療関係施策は国として制度化することも要検討	<ul style="list-style-type: none"> ○第3子以降の保育料を軽減・無償化(※保育園、幼稚園ともに実施。対象年齢、補助割合等により所要額は変動)、児童手当加算の割増し ○乳幼児、児童の医療費助成(対象年齢、自己負担割合等により所要額は変動) ○妊産婦医療費の助成 ○ひとり親家庭の医療費の助成 ○育児休業給付金の引上げ・上乘せ補助、休業期間の拡大 ○子育て関係の商品券・パウチャーの配布(対象児童や世帯、価額により金額は変動) ○高校生の教科書購入費や部活動費の支援 ○企業参加型の子育て世帯応援事業「子育てパスポート」の全国展開 ○国民健康保険料の子どもに係る均等割(被保険者人数割)を軽減する制度の創設
④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ機能の維持や担い手確保・就業支援など、地域集落の維持・活性化の支援 ○小学校等を拠点に近隣の集落が連携し地域課題に取り組む「小さな拠点」への支援 ○地方鉄道、路線バスなど、生活交通や地域間交流基盤の維持・改善や利便性の向上等に係る経費の支援 ○3世代が同居あるいは近隣に居住する場合、住宅整備費用等に対して補助 ○総合的な空き家対策に関する法整備、中古住宅の長期有料住宅認定制度の確立、移住・定住促進のための空き家のリフォーム経費補助 ○超高速ブロードバンドやWi-Fiなど情報通信基盤の整備促進

Ⅱ 税制措置、制度改正事例

全国知事会調査

項 目	内 容
① 地方への新しいひとの流れをつくる	○地方への企業誘致等の支援 ・企業の地方への分散を促すため、地方での法人税負担を引き下げるなどの税制改正 (例)・本社等(一部含む)を移転した場合、法人関係税等を引き下げ(国税)、法人実効税率の引き下げ幅を東京より地方を大きくする ・地方における家族向け社宅整備企業への優遇税制の創設
	○地方への移住促進施策 ・二地域居住に対応した税制の抜本改正、セカンドハウス購入時の優遇税制の創設、通勤手当の支援、高速道路料金の減免など ・介護保険制度の「住所地特例」の要件緩和(施設入所に伴う住居変更に限定せず、元気な高齢者も対象とし移住促進を図る)
	○首都圏等に集中する国研究機関や大学、中枢機能の移転やバックアップ施設の整備等
	○地方大学の学校法人に対する税制上の優遇措置の創設
② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	○地方における新規企業立地や新設企業の税減免措置の創設、地方の中小企業に対する個人出資に係る所得控除
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	○高齢者から子・孫世代への所有資産の移転と再配分が促進される税制の創設
	○配偶者控除・扶養控除に代わる税額控除制度など、子育て世帯に有利な税制の創設
	○子育て支援に取り組む企業や市町村を応援する「子育て応援税」の創設
④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る	○3世代が同居あるいは近隣に居住する場合の住宅関連税等の軽減制度を創設
	○地域再生を総合的に支援する「地方再生事業債」や「過疎予防対策事業債」(いずれも交付税措置あり)等の創設、既存制度の拡充
⑤ 地域と地域を連携する	○高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備促進
	○地方空港の利用圏域拡大のための施設整備、着陸料や公租公課等の軽減措置など
	○地方公共団体が連携協約を締結し形成する「地方創生圏(仮称)」など、地域間連携への財政措置創設

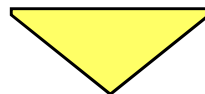
Ⅲ 減収補てん措置の事例

項 目	内 容
① 地方への新しい人の流れをつくる	○企業の地方への分散を促すため、地方での法人税負担を引き下げるなどの税制改正本社等(一部含む)を移転した場合、地方法人税、固定資産税、不動産取得税などを引き下げ、減収分を補てん

地方への人の流れをつくる新たな税制度(たたき台)

基本的な考え方

- 地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が地方にとどまり安心して働ける雇用の場を創出
- 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業に対する税制上のインセンティブ



【試案】地方に本社等の移転等を行う企業に対する法人税の引下げ、地方税の課税免除措置

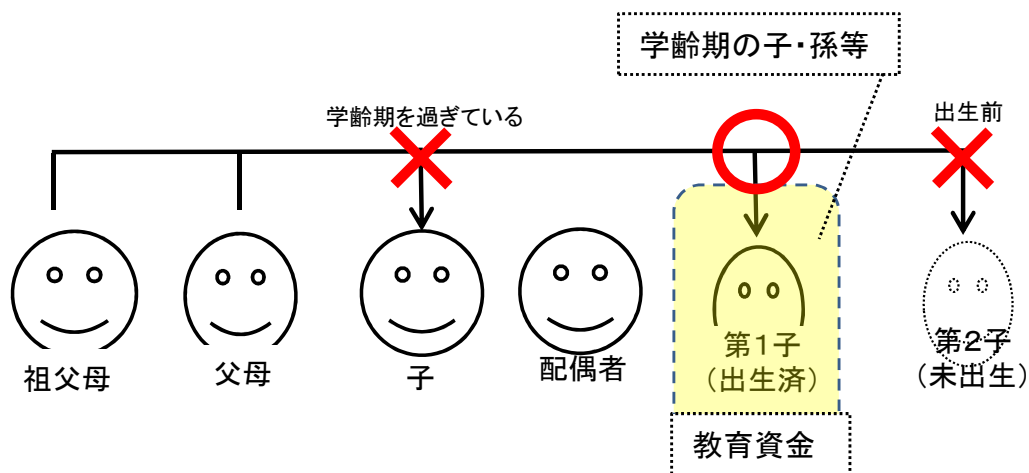
- 対象法人：東京圏から地方へ本社等を移転等した企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む）
 （案）・東京圏：まち・ひと・しごと創生法案を参考
 ・本社機能の一部移転の認定要件 = 本社に勤務する従業員の一定率かつ一定数以上が異動など
 （例：本社勤務従業員の3%以上かつ10人以上）
- 法人税に係る法人所得の最大30%を課税所得から控除 ※10年間
- 本社移転等に際して取得、建設、増設した土地・建築物・構造物・機械設備等について
 - ・国税（法人税等）の特別償却（機械等50%、建物等25%）
 - ・地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除 ※取得等から10年間
- 課税免除による地方税の減収部分については、地方交付税による減収補てん措置の対象

【参考】H25年度
 合計特殊出生率
 ・東京都 1.13
 ・全国平均 1.43
 ・北陸平均 1.49

「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」の創設

- 贈与税について、現行制度の要件を緩和し、「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」を創設（恒久制度）。
- 相続税について、課税ベースの拡大（基礎控除の引き下げ）により、その一部の少子化対策目的税化を検討。

【現行】教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

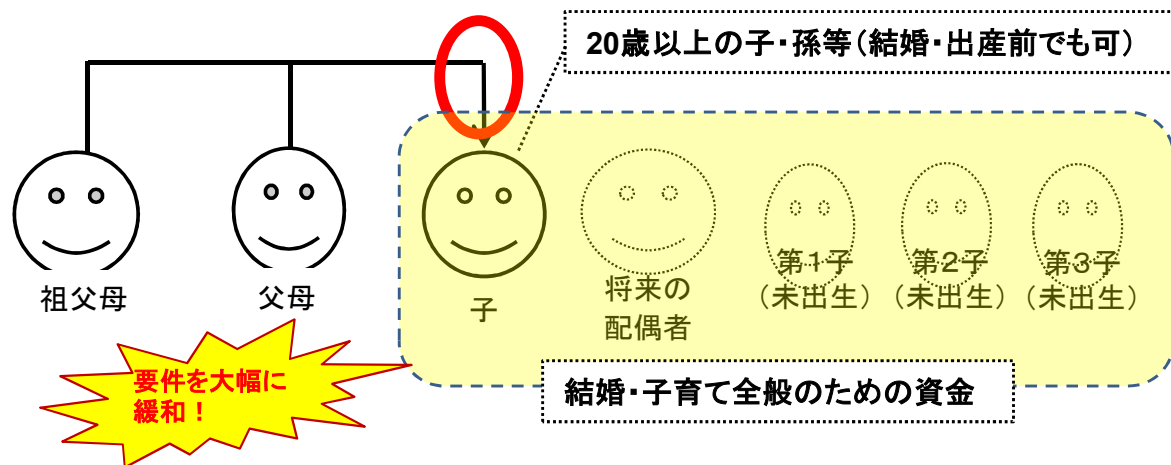


…贈与資金の対象

<現行制度の課題>

- ①出生した学齢期の子・孫等に対する贈与のみが対象
→ 結婚、出産していない若年世代の将来の経済不安の軽減につながらない
- ②金融機関に領収書等を提出した後、支出した資金を払い出し
→ 手続きが極めて煩雑
- ③対象資金は教育資金に限定
→ 子育て世代の幅広い資金ニーズに応えられていない
- ④時限的な制度（H25.4.1からH27.12.31までの贈与に限る）
→ 将来の子育て世代が利用できない

【新制度】「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」（イメージ）



<新制度の改正ポイント>

- ①対象要件の緩和
○20歳以上の子・孫等であれば結婚、出産前の贈与も対象
- ②手続きの簡素化
○結婚、出産の事実があれば、金融機関から一定額を払い出し
- ③対象資金の拡充
○対象資金を結婚・子育て全般のための資金にまで拡充
○上限額（現行1,500万円）の引き上げを検討（※）
※各種調査結果を基に試算すると、結婚し、3人の子どもを大学卒業（すべて国公立）まで育てる場合の費用は約9,100万円
- ④制度の恒久化

公務員の給与制度の総合的見直しへの対応

- 今年度の人事院勧告では、国家公務員給与に地場の賃金をより一層反映させるなど、俸給水準を引き下げる方向等が示された。

この勧告により、地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては、公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことも踏まえると、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねない。また、国が示している地域手当の基準は隣接市町村で大きな格差が生じ、通勤実態など地域の実情にそぐわず、人材確保の観点からの懸念も指摘されている。

こうした問題を踏まえ、政府においては、「まち・ひと・しごと創生本部」の下、アベノミクス効果の地方への波及を図るとともに、人口減少、超高齢社会の克服に取り組み、地方と都市部の格差が一層拡大することがないよう適切な措置を講ずること。